

令和 7 年 6 月 2 7 日
条例第 2 9 号

雲南市議会ハラスメント根絶条例

雲南市議会議員（以下「議員」という。）は、市民からの負託に応えるため、公正及び高潔な倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表者として、良心及び責任感を持ってその使命を果たすとともに、議会人としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

ハラスメントは、基本的人権の侵害及び個人の尊厳を著しく傷つけ、市民福祉や議会活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。議員間のもとより、特に市民や職員等に対するハラスメントは、不当に市民及び職員等の尊厳を傷つけ、人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。

雲南市議会は、議員及び議会としての役割を発揮するため、互いに人格を尊重し、相互理解を深めることを通じて、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）等の趣旨を踏まえ、議員による市民又は職員等に対するハラスメント、議員に対するハラスメントを根絶するための必要な措置を講じ、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は生活環境や職場環境を害する行為。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感を与える行為。
- (3) 妊娠・出産・育児に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくはその措置の利用

に関する言動により、相手方に不快感を与えること又は生活環境や勤務環境を害する行為。

- (4) その他のハラスメント 合理的理由なく、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、前3号に該当しないもの。

2 この条例において「職員等」とは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)並びにその他雲南市役所等に勤務する全ての職員をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努め、必要に応じ、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、生活環境や勤務環境を害するものであること並びに議員及び職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、市民や議員及び職員等の人格を尊重した活動をしなければならない。

3 議員は、ハラスメントがあるとの疑惑を持たれた場合には、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4 議員は、市民や他の議員及び職員等に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っているとは認められる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならない。

(研修等)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談及び苦情の申出を受け付けるため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

2 前項において相談及び苦情の申出を受けたときは、議会事務局長は、相談者及び申出者(以下「相談者等」という。)の意向を確認の上、その内容を議長に報告するものとする。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第7条 議長は、相談者等から直接相談及び苦情を受けたとき又は前条第2項により議会事務局長から報告を受けたときは、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、ハラスメント相談窓口の報告に対し、迅速かつ適切にその内容を精査し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて、弁護士等の有識者に意見を求めることができる。
（公表等）

第8条 議長は、前条により議員によるハラスメントの事実があると認定されたときは、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意等その他の必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前条により議員によるハラスメントの事実があると認定されたときは、委員会の結果に基づき、公表する。
（異議申立て）

第9条 相談者等及びハラスメントを行った議員は、第7条第2項の調査及び確認、又は前条に規定する措置に異議があるときは、新たな証拠及び理由を付した書面をもって、議長に異議申立てをすることができる。

2 議長は、前項に規定する書面を受理したときは、委員会に速やかに再調査を指示し、その調査結果を相談者等及び当該議員に書面により通知するものとする。なお、この調査結果に対する異議申立ては認めないものとする。
（議長職務の代行）

第10条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。

（不利益取扱いの禁止）

第11条 議員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、当該相談者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（プライバシー等の保護）

第12条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。